

報 告 第 1 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月14日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成30年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

写

専決第7号

処 分 書

平成30年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について

平成30年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年5月31日

新居浜市長 石川 勝 行

平成30年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	83,736	83,736
	1. 繰上充用金	0	83,736	83,736
歳出合計		328,069	83,736	411,805

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円